

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	12,616	17,025	△4,409	△ 25.9
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	3,600	1,800	1,800	100.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	3,600	1,800	1,800	100.0
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	16,216	18,825	△2,609	△ 13.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	91,545	80,738	10,807	13.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	13,245	10,395	2,850	27.4
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	13,245	10,395	2,850	27.4
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	104,790	91,133	13,657	15.0

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		23,200	23,100	100
(内訳)	直接借款	20,880	21,100	△220
	海外投融資	2,320	2,000	320

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		23,200	23,100	100
(財源)	財政投融資	16,216	18,825	△2,609
	財政融資	12,616	17,025	△4,409
	産業投資	—	—	—
	政府保証	3,600	1,800	1,800
	自己資金等	6,984	4,275	2,709
	一般会計出資金	540	505	35
	財投機関債	800	800	—
	貸付回収金	8,130	7,739	391
	財政融資資金借入金償還	△1,809	△2,293	484
	その他	△677	△2,476	1,799

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

有償資金協力業務は、開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために必要な資金を、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で供給することを通じ国際貢献を行うものであり、かつ「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月閣議決定）、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月閣議決定）、「インフラシステム海外展開戦略 2030」（令和 6 年 12 月経協インフラ戦略会議決定）等においても示されている通り、気候変動等の地球規模課題解決やインフラ整備等を通じた「自由で開かれたインド太平洋」の実現への貢献等を通じて我が国の国益増進を図る重要な政策手段である。この点において、公的金融機能としては、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）における「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」に該当すると認識している。

一般的に、開発途上国では経済・社会開発に必要なインフラ整備等を行うための国内資金が十分ではなく、海外からの資本流入に頼らざるを得ない。一方で、こうした経済・社会開発事業や地球規模課題に対応する環境案件等については、収益性や不確実性等の観点から民間資金のみでは十分な実施が期待できないことから、公的金融機関としての当機構による補完が行われているものである。

他方、開発途上国が持続的な経済発展を達成するためには、民間セクターによる経済の活性化、雇用の促進、技術移転、外貨獲得が必要である。有償資金協力業務による事業支援・参加は民間主導の海外直接投資を補完し、触媒としての役割を果たすものである。

有償資金協力業務のうち円借款については、政府開発援助（ODA）として、民間セクターでは対応が困難な開発途上国の経済・社会インフラ整備等のために、相手国政府が必要な資金について、超長期かつ低利という譲許性の高い条件で融資を行うものである。

一方、海外投融資については、新成長戦略（平成 22 年 6 月閣議決定）において「国際協力機構（JICA）の海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するため、過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、リスク審査・管理体制を構築した上で、再開を図る」とされ、平成 24 年 10 月に本格再開が決定された。また、「インフラシステム海外展開戦略 2030」において「国際金融機関やグローバルサウス諸国を含めた海外の国・地域の公的金融機関との連携を強化し、我が国企業のビジネスチャンスにつなげていくとともに、民間資金を動員する呼び水としての公的金融の機能を強化するため、ODA や OOF といった公的資金と民間資金を適切に組み合わせるブレンデッド・ファイナンス等の多様な仕組みを構築し、活用していく」とされている。したがって、政府方針を踏まえた業務の推進を行いつつも、一般の金融機関が行う資金の貸付又は出資を補完し、又は奨励するものとなるよう制度設計がなされており、一般の金融機関とは競合しない。また、出融資に際しての基本条件として、融資の場合は当機構による融資割合の上限を総事業費の 70% とし（特に必要と認められる場合には 80%）、出資の場合は原則として現地企業等への直接出資、出資

比率は 25%以下、かつ最大株主の出資割合を超えないものとする等、民間企業に一定のリスク負担を求めた上で、開発効果の高い案件に絞った支援を行っている。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」においては、財政投融資全般について「償還確実性を確保」の上で「毀損を回避することが前提である」とされており、「財政投融資の対象として今後期待される分野」として円借款や海外投融資の活用を通じたインフラ輸出が掲げられ、「民業補完の観点からは（中略）財投機関は財政融資資金や債券発行により長期資金を調達する構造であり、（民間金融機関の）質的な部分を補完している」と位置付けられている。

こうした指摘を踏まえ、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）達成支援、アジア支援、アフリカ支援、中東支援等にかかる国際公約や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」、「インフラシステム海外展開戦略 2030」等の政府方針を踏まえつつ、個別案件の承諾に際しては事業達成の見込みやマクロ経済状況及び債務負担能力等につき精査を行っている。

なお、ODA に関しては、「開発協力大綱」（令和 5 年 6 月閣議決定）により、基本的考え方、重点政策、実施原則等が示されている。当機構においては、かかる政府の方針や検討の状況を十分に踏まえた上で、国別の開発協力実施方針等の各種方針を定め、業務の重点化、効率化を推進しており、有償資金協力・技術協力・無償資金協力を一体的に運用する環境を整備している。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

開発途上国においては多くの場合、経済社会開発に係る計画策定や事業実施に際し、資金調達や技術的ノウハウの不足等の困難に直面している。有償資金協力業務においては、こうした国に対する有償の資金供与による協力の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。具体的には、民間金融機関から融資を受けることが困難な開発計画や開発事業に対して、超長期かつ低利という緩やかな条件で融資をしており、（返済義務を課すことにより、借入国にとって真に必要な政策の実現や、そのための効率的な資金運用の促進を行っていることも含め）こうした国の自助努力を支援している。

なお、有償資金協力の業務実績に関しては、独立行政法人通則法に則り、年度毎の評価及び 5 年の中期目標期間の評価（予算、収支計画・資金計画等は除く）が行われるとともに、個別事業については、運用効果指標を定めモニタリング及び事後評価を行うことにより、施策の有効性を確認している。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

業務運営に当たっては、以下のように信用リスクの軽減を図っており、もって財政投融資に対する償還確実性を確保している。

まず、円借款供与の際には、事業計画について審査し、事業達成の見込みがあるもののみ円借款を供与しており、将来的にはこの事業効果により開発途上国が経済成長を達成し、もって債務返済を行うことを企図している。また、円借款は対象国のマクロ経済状況及び債務負担能力等の分析を行った上で、国際約束に基づき相手国政府等に貸し付けられるものであり、回収の確保が図られている。

債務問題を抱えている国に対しては、IMF 等国際機関による支援、パリクラブ、援助国会合等を通じた当該国に対する国際支援体制に基づき対応することとしており、当該国の債務が持続可能となる仕組みが国際的に確保されている。なお、政府決定により、平成 15 年度より債務救済無償の対象国に対しては、従来の債務救済無償方式に代わり、円借款債権の放棄による債務救済を実施していくこととなったが、これは国際的な枠組みの中で合意された特定の貧困国に対する例外的な措置である。

海外投融資については、事業計画について審査し、原則、事業達成及び債務返済等の見込みがある事業に出融資を行うこととしている。また、貸付業務に際しては、借入人等の債務負担能力を検討の上、必要に応じて物的担保、保証人、外国政府若しくは銀行の支払保証等を徴求している。なお、海外投融資に係る管理勘定を設定し、海外投融資業務のポートフォリオ管理を通じて当機構の収益性や財務の健全性を保つこととしている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和 6 年度における財政投融資（補正後現額）は、20,810 億円を予定していたが、ウクライナの財政・復興を支援するための円借款の初回貸付実行が令和 7 年度に行われる見込みとなったこと（その原資に充てるための財政融資 4,390 億円を同年度に繰り越し済）、その他の複数の円借款について、案件形成の不調・遅れや先方政府の事務手続に起因する融資実行の遅れが生じたこと等により、実績が 11,900 億円に留まった。

（参考：過去 3 カ年の財政投融資の運用残額）

	4年度	5年度	6年度
運用残額	32億円	589億円	4,520億円
運用残率	0.3%	3.5%	21.7%

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

政府保証について

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証外債

有償資金協力部門においては、開発途上国の持続的経済成長及び貧困削減のための長期の資金ニーズに対応するため、超長期かつ低利の譲許性の高い資金を安定的に供与する財源として、貸付回収金や財投機関債を含めた自己資金等に加え、政府からの資金調達として一般会計及び財政投融资を主たる原資としている。

このうち、財政投融资については、従来からの財政融資資金借入金に加え、平成 26 年度より政府保証外債を資金需要や市場環境を勘案しつつ発行しており、令和 8 年度においても継続発行を要望する。

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」の「政府保証に係る 4 類型の見直し」においては、主として「iii 外貨貸付に対する資金需要に対応するための政府保証外債の発行」に該当するとされている。同文書の該当箇所にて、政府保証付与の条件として掲示されている 3 つの審査基準は以下イ～ハのとおり。

- イ 外貨調達の必要性が認められること
- ロ 起債時点における調達可能な他の資金と比較して、発行コストが廉価であること
- ハ 起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること

なお、ロについては、財政投融资分科会（平成 29 年 12 月 20 日）において「償還が十分に確実であると見込まれること」と審査基準が見直されている。

当機構における政府保証外債は、外貨建て海外投融资等の需要に対応するためのものであり審査基準イを充足している。また、各回の発行時には、審査基準ロ、ハの双方を充たすことも確認している。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証外債

令和 8 年度の海外投融资及び令和 9 年度第 1 四半期に過年度発行の政府保証外債元本償還予定を踏まえ、20 億米ドル相当の円貨額を政府保証外債の発行額として要求する。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 令和8年度における財投機関債の発行内容

イ 発行予定額：800 億円

ロ 発行形態：原則として、普通社債（SB）と同様の債券を予定。

(参考) 令和7年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等
発行予定額：800 億円（令和7年8月に一部（230 億円）発行済）
発行形態：原則として、普通社債（SB）と同様の債券を予定。

ハ 発行の考え方としては、円借款は、開発途上地域にとって重い負担とならないよう極めて譲許的な条件で実施されることから、有償資金協力部門の財務の健全性を維持しつつ超長期かつ低利の円借款を安定的に供与するため、一般会計出資金及び財政投融资を主たる原資としている。

一方、財投機関債による資金調達は、業務運営効率化への規律向上等の意義も認められることから、財政融資資金からの借入及び政府保証外債に次ぐ資金調達手段として活用していく。

令和8年度の発行額は令和7年度と同額の800 億円を計画する。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」においては「ウクライナ支援を継続する。国際協力については、オファー型協力や改正 JICA 法で導入された民間資金動員の促進を含む新しい仕組みの実装、海外協力隊の活用、国際機関等との連携強化、パレスチナ支援を始めとする人道危機対応、食料、保健、気候変動及びプラスチック汚染の分野における地球規模課題の解決を進めるため、様々な形で ODA を拡充する。」こと等が掲げられている。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け様々な場で提起・推進するとともに具体的な取組を進める。プロセスの迅速化や新しい国際協力の推進を含め、様々な形で政府開発援助 (ODA) を拡充し、ヘルスケアなど新たな分野も含め、日本の強みを戦略的に提案していく「オファー型協力」に基づく具体的案件の形成を推進することで、開発途上国の課題解決とともに、日本企業による投資や輸出拡大につなげていく。」、「インフラシステム海外展開戦略 2030」に基づき、引き続き官民の連携を強化し、2030 年における海外でのインフラシステム受注額 45 兆円の目標達成に向けて同戦略を着実に実施する。海外においては、JICA 法改正による新たな制度等を活用し、各国の社会課題解決に資するインパクト投資を推進する。」こと等が掲げられており、この実現のため、JICA の体制・機能強化及び十分な財務基盤の確保が求められている。

上記の政府方針を踏まえ、特に以下の事項に重点的に取り組むことを前提として、令和 8 年度の財政投融资要求 (合計 16,216 億円 (うち財政融資資金 12,616 億円、政府保証外債 3,600 億円)) を行う。

- イ 新興国・途上国における「質の高い成長」支援
開発途上国の安定・強靱性・成長／生産性向上等に資するよう、日本の技術・ノウハウも活用しつつ、インフラ整備等を支援。「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも貢献。
- ロ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs) に向けたグローバルな課題への対応
防災、保健及び気候変動対策、デジタル分野等への取組を通じた持続可能な開発を支援。
- ハ 2025 年 4 月に改正 JICA 法で導入された新たな制度等を活用し、民間企業・投資家による投資活動が、ODA を触媒として途上国の開発へと繋がっていくような「エ

コシステム」構築への取り組み。

(参考)

●「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(抄)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(3) 外交・安全保障の強化

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向けた外交を展開することによって、国益を守るとともに、世界の安定と繁栄に向け国際社会をリードするため、外交力を強化する。「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米同盟は地域の平和と繁栄の礎であるとの認識の下、日米協力を更に高みに引き上げつつ、G7、ASEAN、豪、印、韓、EU、NATOを含む同志国・機関との連携を強化する。グローバル・サウスへの関与の強化を通じ、グローバル・ガバナンスの強化に取り組む。

ウクライナ支援及び対露制裁を継続する。国際協力については、オファー型協力や改正 JICA 法で導入された民間資金動員の促進を含む新しい仕組みの実装、海外協力隊の活用、国際機関等との連携強化、パレスチナ支援を始めとする人道危機対応、食料、保健、プラスチック汚染の分野における地球規模課題の解決を進めるため、様々な形で ODA を拡充する。政府安全保障能力強化支援 (OSA) を戦略的に強化する。

●「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」(抄)

III. 投資立国の実現

2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

(6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進

「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け様々な場で提起・推進するとともに具体的な取組を進める。CPTPP、RCEP 等の経済連携協定、新規の EPA や投資協定交渉の推進を通じ、自由で公正な経済秩序を維持・強化する。多国間の枠組みにおいても、WTO 体制の強化において中心的な役割を果たす。

プロセスの迅速化や新しい国際協力の推進を含め、様々な形で政府開発援助 (ODA) を拡充し、ヘルスケアなど新たな分野も含め、日本の強みを戦略的に提案していく「オファー型協力」に基づく具体的案件の形成を推進することで、開発途上国の課題解決とともに、日本企業による投資や輸出拡大につなげていく。

在外公館の経済広域担当官や外部アドバイザー等を活用したネットワークイベントやセミナーの開催を通じ、特に中堅・中小企業の海外展開や食品産業の海外展開などにおいて、現地で頼れる地場のパートナー企業と連携することを促進する。こうした日本企業の投資、輸出拡大、海外展開等を推進するにあたり、開発課題への民間資金動員や日本企業との協力を進める国連開発計画 (UNDP) のような国際機関との連携を更に強化する。

「インフラシステム海外展開戦略 2030」に基づき、引き続き官民の連携を強化し、2030 年における海外でのインフラシステム受注額 45 兆円の目標達成に向けて同戦略を着実に実施する。海外においては、JICA 法改正による新たな制度等を活用し、各国の社会課題解決に資するインパクト投資を推進するとともに、国際協力銀行の機能を活用した支援を推進する。

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門）

1. 各府省庁の政策評価の結果

主な政策評価としては、令和6年度財務省政策評価書の総合目標5で掲げられている、「ODA等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進」において、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展支援や、日本企業の海外展開支援の推進による日本経済の活性化を目的として、令和6年度に、計7件、約4,636億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP）による円借款供与や計18件、約4,149億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施した。

同評価書の政策目標6で掲げられている「円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用」において、上述した円借款供与と海外投融資等による支援に加え、民間資金フローがODAを凌駕していることに加え、途上国の開発ニーズの複雑化や、我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要になっていることを踏まえ、民間資金動員を促進すべく、開発途上地域の法人等への有償資金協力として債券取得及び債務保証を可能にする等、JICAの機能強化を盛り込んだ独立行政法人国際協力機構法の改正案を国会に提出（改正法案は令和7年4月9日に成立。）した。

同目標の「国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画」においては、MDBsとJICAとの協調融資の枠組で、質の高いインフラ案件の実施を目的として、令和5年12月に立ち上げたLEAP2において、引き続き案件形成に取り組み、インド向けのクリーンエネルギー展開などを支援する等した。

また、同目標の「日本企業の海外展開支援の推進」においては、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、円借款・海外投融資の活用等により、日本企業の海外展開を支援した。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

令和8年度概算要求においては、新興国・途上国における「質の高い成長」支援や開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、日本企業の技術・ノウハウを活用したインフラ整備を継続支援するとともに「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも貢献する。

また、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）に向けたグローバルな課題への対応として防災、保健及び気候変動対策、デジタル分野等への取り組みを通じた持続可能な開発を支援する。

さらに、2025年4月に改正JICA法で導入された新たな制度等を活用し、民間企業・投資家による投資活動が、ODAを触媒として途上国の開発に繋がっていくような「エコシステム」構築に貢献すべく取り組む。

6 年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)

1. 決算についての総合的な評価

令和 6 年度決算における当期総利益は、資産運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により 290 億円となった。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

資産合計は昨年度比 11,611 億円増加し、183,735 億円となった。資産の大宗を占める貸付金残高は、貸付実行の増加等により、昨年度比 10,142 億円の増加となった。

負債合計は昨年度比 10,483 億円増加し、79,158 億円となった。負債の大宗を占める財政融資資金借入金残高は、昨年度 8,838 億円の増加となった。

純資産合計は政府からの出資金 813 億円及び当期総利益 290 億円等により、昨年度比 1,129 億円増の 104,577 億円となった。

(2) 費用・収益の状況

令和 6 年度決算における当期総利益は、資産運用収益が資金調達費用を上回ったこと等により 290 億円となった。